

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)を  
まだ実施されていない事業主の皆さまへ

# 2020年度から個人住民税が 原則すべて特別徴収となります。



広島県では、全 23 市町で 2020 年度から、従業員の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。まだ特別徴収を実施されていない場合は 2020 年 6 月からの給与からの天引きにそなえて従業員の方への周知や会計システムの見直しなど事前準備を早めに行ってください。

## 個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？

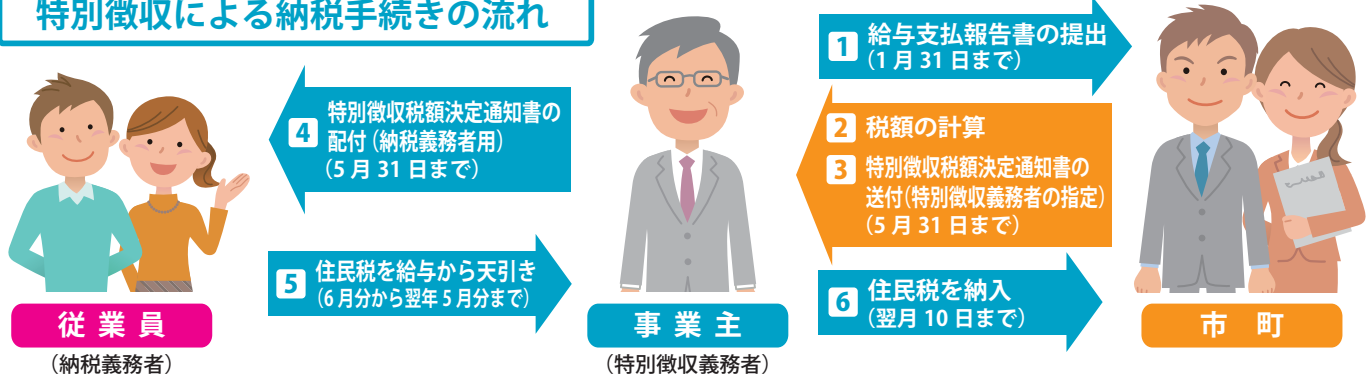
- ✓ 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。
- ✓ 事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべて<sup>※</sup>の従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。**(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

特別徴収は  
法律上の  
義務です。

すでに給与から特別徴収されている場合は、これまでの取り扱いから変更はありません。

※普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについてはウラ面をご覧ください。

## 特別徴収による納税手続きの流れ



## 特別徴収Q & A

### Q どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、**事業主は原則として特別徴収しなければなりません。**

### Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが・・・

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により、特別徴収しなければならないことになっています。したがって、**従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。**

### Q 特別徴収にするメリットはあるのですか？

#### 事業主

個人住民税の税額計算を市町が行うので、通知された税額を納めていただくだけです。所得税のように事業主が**税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。**

従業員が常時10人未満の事業所には、市町に申請することにより年12回の納期を**年2回とする制度**があります。

#### 従業員

金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。また、特別徴収は納期が年12回なので、**普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくすみます。**

## 普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについて

次のような特別徴収できない方がいる場合は、市町への「普通徴収切替手続き」が必要です。詳しくは下記HPをご覧ください。各市町の担当課までお問い合わせください。

- A** 退職者・5月末日までに退職予定の方(休職者を含む)
- B** 給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方
- C** 給与が毎月支給されない方(不定期支給)
- D** 他の事業主から特別徴収されている方(乙欄該当者)

一部の市町では当面、従業員2人以下の事業所は普通徴収とされる場合があります。詳しくは各市町にお問い合わせください。



## 特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	江田島市	税務課	0823-43-1636
呉市	市民税課	0823-25-3196	府中町	税務課	082-286-3143
竹原市	税務課	0846-22-7732	海田町	住民課	082-823-9204
三原市	市民税課	0848-67-6031	熊野町	税務課	082-820-5603
尾道市	市民税課	0848-38-9152	坂町	税務住民課	082-820-1503
福山市	市民税課	084-928-1021	安芸太田町	税務課	0826-28-2114
府中市	税務課	0847-43-7121	北広島町	税務課	050-5812-1852
三次市	税務課	0824-62-6122	大崎上島町	住民課	0846-65-3114
庄原市	税務課	0824-73-1146	世羅町	税務課	0847-22-5300
大竹市	市民税務課	0827-59-2128	神石高原町	住民課	0847-89-3334
東広島市	市民税課	082-420-0910	<b>制度の内容や手続きなどの詳細は</b> <a href="#">広島県 個人住民税特別徴収 検索</a> 		
廿日市市	税務課	0829-30-9113			
安芸高田市	税務課	0826-42-5614			